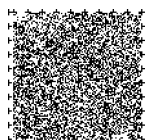
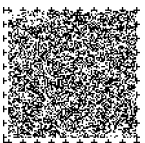


第4章

計画の推進のために





1. 計画の推進体制

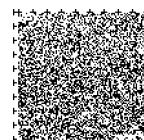
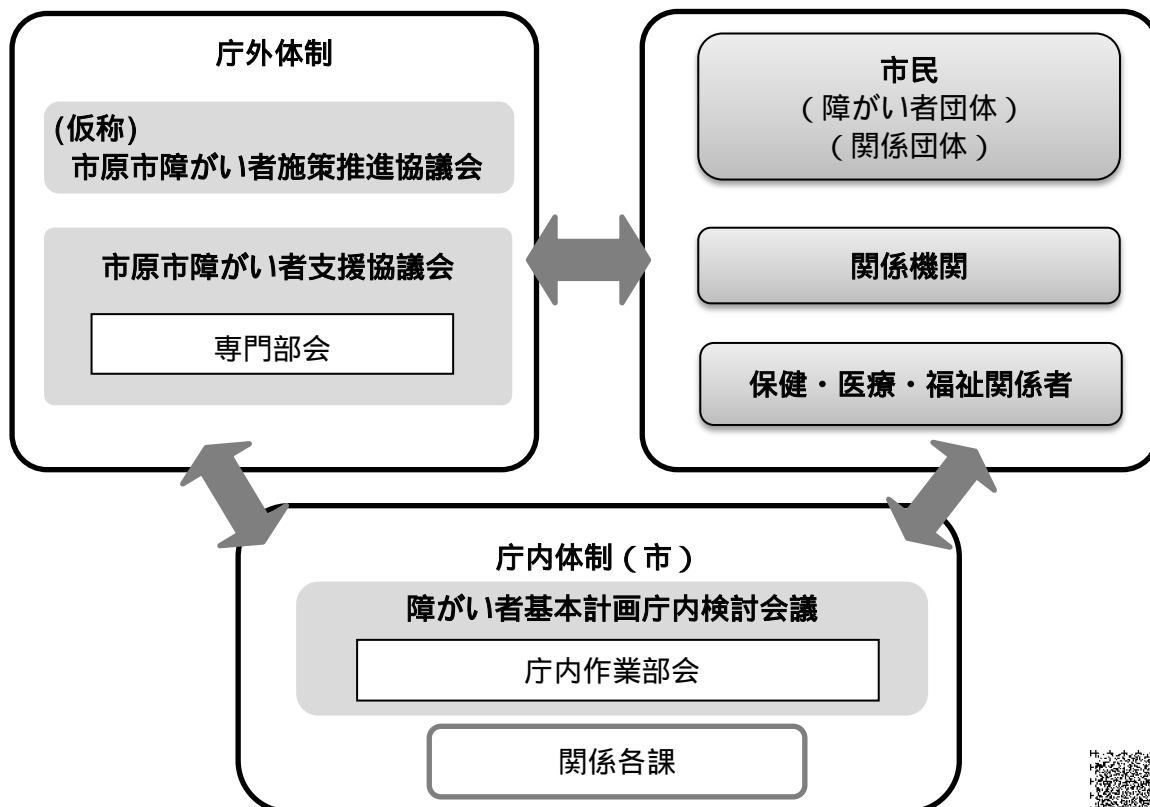
(1) 庁内の推進体制

庁内の関係部により組織する市原市障がい者基本計画庁内検討会議及びその下部組織である市原市障がい者基本計画庁内検討会議作業部会において、庁内における基本計画及び福祉計画（この章において「計画」という。）の進行管理を担うこととします。

(2) 庁外の推進体制

障がい者団体や各種関係団体の代表、学識経験者等で構成される「(仮称)市原市障がい者施策推進協議会」を設置し、計画の全体的な進捗状況の点検・評価を行います。

また、市民及び事業者との協働・連携による計画の推進を図るため、障がい者団体や障害福祉サービス事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により構成される「市原市障がい者支援協議会」において、分野ごとの方策の検討を部会形式で進めるとともに、障がい福祉施策に関する幅広い意見交換を行っていきます。



2 . 計画の推進方法

計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを導入し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとします。

また、中間評価の際には、(仮称)市原市障がい者施策推進協議会において点検・評価を行い、その結果について市原市ホームページ等で公表するとともに、施策の見直し・新規施策の追加等の計画の推進方策の改善や計画の見直し等に反映させます。

「P D C Aサイクル」とは

「P D C Aサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくプロセスです。

